

五色浜自治会会則

第 1 章 総 則

- 第 1 条 この会は、五色浜自治会（以下「この会」という）と称する。
- 第 2 条 この会は洲本市に所在地をおく五色浜地域(別紙詳細図)内に住所を有する者および土地並びに建物を有するものを正会員として構成する。
- 第 3 条 この会は、事務所を兵庫県洲本市五色町鳥飼浦 2 5 9 9 番地 5 5 9 に置くものとする。

第 2 章 目 的

- 第 4 条 この会は、その目的を区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とする。
- 第 5 条 この会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
1. 会員相互の連絡事務に関すること。
 3. 会員相互の親睦、研修会及び文化教養の向上に関すること。
 4. 会員の福祉厚生に関すること。
 5. 集会施設等所有財産の維持管理運営に関すること。
 6. その他目的を達成するために必要なこと(詳細は内規に定める)。

第 3 章 会 員

- 第 6 条 第 2 条に定める資格を有するものは会員資格を有するものとする。
- 第 7 条 会員になろうとする者は、会長に届け出るものとする。また、この会は正当な理由がない限り、その資格を有する者の加入を拒んではならない。この会の資格を有する者に対しては、この会は、この者にこの会の趣旨を説明し、加入の案内を行うものとする。
- 第 8 条 会員は、この会を退会しようとするときには、会長に届け出なければならないものとする。
- 第 9 条 退会した会員が既に納入した会費およびその他の拠出金品については、返還されないものとする。
そのほか自治会所有（会員共有の）財産の使用は制限されるものとする。
- 第 10 条 会員は、総会において会費として定めたる金額を期限内に納入しなければならない。

第 4 章 役 員

- 第 11 条 この会に、次の役員を置く。
1. 会 長 1 名
 2. 副会長 1 名
 3. 会 計 1 名
 4. 書 記 1 名
 5. 理 事 2 名
 6. 監 事 1 名
- 第 12 条 前条第 1 号から第 5 号の役員、および第 6 号の監事は、役員選出規定により通常総会の承認を得て選出されるものとする。また役員は他の役職を兼務できない。
(役員選出規定については内規にて定める)

第13条 役員の職務

1. 会長は、この会を代表し会務を統括するとともに役員会を主宰する。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が職務を遂行出来ないときは、その代行をする。
3. 会計は、この会のすべての会計経理事務を処理する。
4. 書記は、この会のすべての総務事務を処理する。
5. 理事は、副会長を補佐し区域の生活環境等の整備を処理する。
6. 監事は、この会の総務・会計経理・事業計画等の事務処理・実施状況等を監査するとともに役員会において講評を述べる事が出来るが、公平性に鑑み役員会における議決権は有しないものとする。
7. 第11条に定める第1項から第5項までの各役員は役員会に出席する義務を負うとともに意見を述べ討議する権利を有するものとする。
(その他役員及び役員会の職務に関する細目は内規にて定める)

第14条 役員の任期

1. この会の役員の任期は原則として2年とする。ただし、やむを得ない事情により役員に欠員が生じたときは、役員会の承認により、選出された地区より補充することができるがこの場合の補充された役員は、前任者の残任期間を任期とする。
2. 役員は、引き続き会員である場合に限り、辞任した場合又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

第5章 会議

第15条 この会の行う会議は、総会及び役員会とする。

1. 総会は、通常総会と臨時総会とする。
2. 役員会はこの会の運営に停滞の無い様開催されなければならない。

第16条 会議の構成については総会は会員をもって構成し、役員会については第11条にて定められた役員にて構成する。

第17条 総会および役員会は次の事項を議決する権限を有する。

1. 総会は事業報告及び収支決算報告に関すること。
2. 総会は役員承認及び解任に関すること。
3. 総会はその他この会の運営に係る重要事項に関すること。
4. 役員会は総会の議決した事項の執行に関すること。
5. 役員会は総会に付議すべき事項に関すること。
6. ただし役員会は災害等緊急を要する場合以外、みだりに金員の支出、事業計画の変更等の議決を行ってはならない。(内規第1条にも別途定める)

第18条 通常総会は、毎年1回開催する。

第19条 臨時総会は、役員会が必要と認めるとき、又は、会員の5分の1以上の署名をもって会議の目的たる事項を示し請求があったときに開催する。

第20条 役員会は、会長が必要と認めるとき、又は役員現在数の2分の1以上の役員から会議の目的たる事項を示して請求があったときに開催する。

第21条 総会及び役員会は通常 会長が招集するが第19条により請求があったときは、会長は速やかにその日から5日以内に総会を招集しなければならない。

第22条 会長は、第20条により役員会開催の請求があったときは、その日から5日以内に役員会を招集しなければならない。

第23条 総会及び役員会を招集する場合は、会員に対し、会議の目的たる事項、日時及び

場所 を記載した書面をもって、少なくとも開会の日の20日前までに通知しなければならない。ただし、役員会については、会長が緊急に開催する必要があると認めるときは、この限りではない。

第24条 総会、役員会の議長は、議事進行上会長がこれに当たるものとする。ただし、臨時総会においては出席会員より選出するものとする。

第25条 会議は、総会においては総会員、役員会においては、役員現在数の2分の1以上の出席がなければ開催することができない。ただし委任状による出席を認めるものとする。

第26条 総会の議事は、出席会員(委任状出席を含む)の過半数をもって決する、また役員会の議事は、役員(委任状出席を含まず)の過半数をもって決するものとするが、可否同数のときは、議長がこれを決する。この場合に議長は、会長として議決に加わる権利を有しないものとする。

第27条 会議の議決については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

1. 会議の日時および場所。
2. 会員または役員の現在数。
3. 会議に出席した会員数または役員の氏名。
4. 議決事項。
5. 議事の経過、概要及びその結果。
6. 議事録署名人の選任に関する事項。

第28条 議事録には、議長及び出席会員又は役員のなかからその会議において選出された議事録署名人2名以上が署名しなければならないものとする。

第29条 この会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

1. 会費。
2. 寄付金。
3. 事業に伴う収入。
4. 資産から生じる収入。
5. その他の収入。

第30条 資産は、会長が管理し、その方法は役員会の議決により決めるとし別表に掲げる資産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、やむを得ない理由があるときは、総会の議決を得て、これを処分し、又担保に供することができるものとする。ただし、目的を定めた積立金(固定資産償却積立金等)は、総会員の3分2以上の承認を得なければ、その目的以外には使用出来ないものとする。

第31条 この会の運営経費は、会費及び資産をもって支弁する。

第32条 この会に、次に掲げる事項があった場合は、速やかに市長に届け出なければならない。

1. 名称、会則に定める目的、区域、事務所、代表者の氏名及び住所の変更。
2. 代表者に裁判所による職務執行の停止のとき。
3. この会の解散及び清算終了のとき。

第33条 この会の事業報告及び収支決算は、事業年度終了後3箇月以内にその年度末の財産目録とともに、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

第34条 この会の事業年度は、毎年1月1日に始まり、同年12月31日に終わる。

第7章 会則の変更及び解散

第35条 この会則は、民法第38条により総会において総会員(委任状出席者を含め)の3分

の2以上の同意を得なければ変更することができない。

第36条 この会の解散については、地方自治法第260条の2第15項において準用する民法第68条第1項第3号及び第4号並びに第2項の規定により行うものとする。

第37条 総会の規定に基づいて解散する場合は、民法第69条により総会員(含委任状出席者)の4分の3以上の同意を得なければならないものとする。

第38条 総会で解散が可決された場合、解散時に存する残余財産は、総会の議決を得て、この会と類似の目的を持つ団体に寄付するものとする。

第8章 雑 則

第39条 この会は、その事務所に次の各号に掲げる書類及び帳簿を備え付け、正・副会長何れかの立ち会いの上、会員の閲覧に供しなければならない。ただし、閲覧行為以上のものは、これを認めないものとする。

1. 会則。
2. 認可に関する書類。
3. 役員に関する書類
4. 会員に関する書類。(会長の承認を要する)
5. 会議議事録。
6. 会員名簿。(会長の承認を要する)
7. 資産台帳。
8. 収入及び支出に関する帳簿及び証拠書類。

第40条 役員会は、この会則を実施するに当たって、必要がある場合には、内規を定めることができる。役員会は、内規を制定したときは、次の総会に報告し、承認を得なければならない。

第41条 この会則の施行について必要な事項は、役員会の議決を得て別に定める。

附 則

1. この会則は自治会設立に伴い、平成16年6月20日から施行する。
2. この会則の適用に伴うその他の必要な経過措置については、役員会の議決を経て別に定める。
3. 自治会名称及び所在地の変更に関し平成18年6月1日に一部改定し施行する。
4. 会則変更、書類等開示要件他に関し平成22年3月21日に一部改定し施行する。
5. 役員数変更(理事を若干名)に関し平成23年3月20日に一部改定し施行する。
6. 役員任期変更(1年から2年)に関し平成25年3月25日に一部改定し施行する。
7. 役員数の変更、所在地地名の変更(字名削除)他に関し平成30年3月25日の通常総会にて承認されたので一部改定し即日施行する。